

令和4年度版 柏市環境白書のあらまし

I 環境の監視

1 大気

- (1) 環境基準が設定されている物質のうち二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、環境基準を満足する結果となりました。
- (2) 光化学オキシダントについては測定を実施している一般大気環境測定3局とも環境基準を超過する結果となりました。環境基準の達成状況については、1時間値の環境基準の達成率が94.3%（前年度96.1%）であり、測定結果の推移については横ばいの傾向にあります。
- (3) 大気中のダイオキシン類については、市内6地点で調査を実施し、全地点において環境基準を満足する結果となりました。6地点での測定結果の推移については、横ばいの傾向にあります。

2 水質

- (1) 水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は大堀川が平成15年度から、大津川は平成17年度から環境基準を満足しています。
- (2) 手賀沼の化学的酸素要求量（COD）は環境基準を超えており、近年はほぼ横ばいの状態です。
- (3) 下手賀沼のダイオキシンが環境基準を超えて検出されました。

3 騒音・振動

- (1) 交通騒音については、国道6号、16号及び常磐自動車道で調査を実施し、国道6号においては夜間の時間帯、国道16号においては全時間帯において環境基準を超える結果となりました。要請限度については、国道6号の夜間の一部の時間帯、国道16号では全ての夜間帯において要請限度を超過しました。環境基準等の超過の要因としては、国道6号及び16号は交通量が多く、大型車の混入率も高いことなどが原因と考えられます。

常磐自動車道においては全時間帯で環境基準を満足する結果となりました。常磐自動車道においても、交通量の多い状態が認められますが、周辺の防音壁等の防音対策の効果等で騒音の低減などが認められております。

- (2) 交通振動については、国道6号及び16号で調査を実施し、国道6号は時間帯で要請限度を満足しましたが、国道16号は夜間の一部の時間帯において、要請限度を超過しています。

4 放射線

市内の空間放射線量は、市内主要道路等の測定結果から国の基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回る数値で安定しています。今後も放射性物質の半減期から空間放射線量の低減が予測されます。

II 環境保全に係る施策

1 総合的な環境保全施策

(1) 柏市環境基本条例に基づき、平成14年度に策定した柏市環境基本計画は、平成21年3月に旧沼南町との合併等社会的変化をもとに改訂しました。その後、平成27年度をもってこの計画期間が終了することや国内外の情勢の変化に伴って新たな環境問題が生じることが予測されるなど、本市の環境をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、本計画を改定し、「柏市環境基本計画（第三期）」を策定しました。

(2) 環境保全に向けた取組を一層推進するため、市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成20年2月にISO14001の認証を更新しました。なお、平成20年3月にISO14001を返上し、本市独自のシステムとして、「KEMS」（柏市環境管理システム）を構築し、平成20年4月より運用しています。

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき旧柏市では、平成12年度から平成16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」に取り組み、平成11年度に対し、平成16年度では温室効果ガス排出量10%の削減を達成しました。

平成17年の旧沼南町との合併後の暫定計画を経て、平成20年4月には、市役所におけるCO₂排出量を平成24年度までに20%以上（平成19年度比）削減する目標を掲げた「柏市エコアクションプラン」に改定しました。しかし、平成24年度の結果として、CO₂排出量は16.6%減となり、目標は達成できませんでした。

この結果を踏まえ、平成26年3月に、市役所におけるCO₂排出量を令和2年度までに15%以上（平成24年度比）削減する目標に改定しました。令和2年度の結果としてCO₂排出量は22.2%減となり、目標を達成しました。

令和4年2月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この目標の達成に向け、令和5年2月に「柏市エコアクションプラン」の見直しを図り、2030年度までに温室効果ガスを51%以上（2013年度比）削減を目指す「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」を策定しました。

(4) 市域の温暖化対策として、平成18年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成19年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、平成26年3月には「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。また、令和元年10月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

令和2年度の市域の温室効果ガス排出量推計値は、約200万トンで、平成25年度比で約18.7%減少、前年度比で約4.1%減少しました。

(5) 令和5年3月31日時点で、市と環境保全協定を締結している市内90事業所は、自主的に環境保全計画を策定し、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しています。

(6) 環境学習や研究の拠点として、「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備し、市民等を主体としたかしわ環境ステーション運営協議会により運営していましたが、平成27年8月にNPO法人化しました。

(7) 平成28年度より、3年間かけて実施する自然環境調査を「特定非営利活動法人か

しわ環境ステーション」に委託して開始しました。この調査結果をもとに、令和元年6月に「柏市自然環境報告書 2016～2018年度」を発行しました。

2 地域環境の保全施策

- (1) 柏市は、平成20年度より中核市に移行しました。これに伴い、大気汚染防止法の工場関係、ダイオキシン類対策特別措置法の事務、浄化槽法の維持管理の指導、騒音規制法の面的評価等の事務を千葉県から移管され、新たに実施することとなりました。
- (2) 公害発生源の監視のため、大気汚染防止法に基づき延べ22事業所及び水質汚濁防止法等に基づき42事業所に立入検査を実施しました。その結果、大気汚染防止法に基づく立入検査においては違反がなく、水質汚濁防止法等に基づく立入検査においては11事業所に違反があり指導しました。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却施設10施設に立入検査を実施し、10施設とも違反はありませんでした。
- (4) 市民等から公害に関する苦情が125件寄せられましたが、前年度から件数は減少しました。
- (5) 平成13年度に整備した名戸ヶ谷湧水ビオトープは、市民により「名戸ヶ谷湧水ビオトープを育てる会」を組織し、ビオトープの活用や管理を実施しています。
- (6) 手賀沼の水質浄化や生活排水の浄化のため、373人の小学生を対象に柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）を開催し、家庭でできる浄化対策の説明や手賀沼の自然などを説明しました。
- (7) 柏市生きもの多様性プラン
平成22年度に柏市の生物多様性を保全・回復させるプランを策定しました。その後、社会環境の変化や進捗状況等を踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて一部プランの見直しを行い、令和4年度に改定を行いました。このプランに基づき生物多様性保全の取組を進めています。